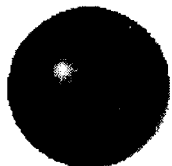


具体的な利用者負担
～当初試算における案～



平均的な医療費の利用者の負担の変化(当初試算)①

— 通 院 —

(精神通院公費)

平均的な医療費
3.2万円

		現行	改正後
生活保護		1,600円	0円
市町 村民 税非 課税	I	1,600円	2,500円
	II	1,600円	3,200円
一般	重度かつ 継続	1,600円	3,200円
	その他	1,600円	3,200円
全体		1,600円 (5%)	2,113円 (6.7%)

(更生医療)

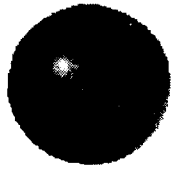
平均的な医療費
(人工透析)28.1万円
(それ以外)12.5万円

		現行	改正後
生活保護		0円	0円
市町 村民 税非 課税	I	0円	2,500円
	II	0円	5,000円
一般	重度かつ 継続	所得に応じて 2,250 ~22,000円 (10,000円※)	5,000円 (所得税課税 は10,000円)
	その他	所得に応じて 2,250~22,000 円	12,500円
全体		2,593円 (1.0%)	6,873円 (2.6%)

(育成医療)

平均的な医療費
2.6万円

		現行	改正後
生活保護		0円	0円
市町 村民 税非 課税	I	1,100円	2,500円
	II	1,100円	2,600円
一般	重度か つ継続	所得に応じて 2,250~ 22,000円	2,600円
	その 他	所得に応じて 2,250~ 22,000円	2,600円
全体		2,081円 (8.0%)	2,578円 (9.6%)



平均的な医療費の利用者の負担の変化(当初試算)②

— 入院 —

(更生医療)

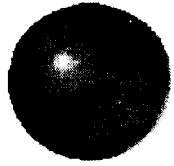
平均的な医療費
94.4万円

		現行	改正後
生活保護		0円	0円
市町村 住民 税非 課税	I	0円	2,500円 (+食費)
	II	0円	5,000円 (+食費)
一般	重度かつ 継続	所得に応じて 4,500~44,000 円	5,000円 (所得税課税 は10,000円) (+食費)
	その他	所得に応じて 4,500~44,000 円	72,300円 (+食費)
全体		5,279円 (0.6%)	35,000円 (3.7%)

(育成医療)

平均的な医療費
82.1万円

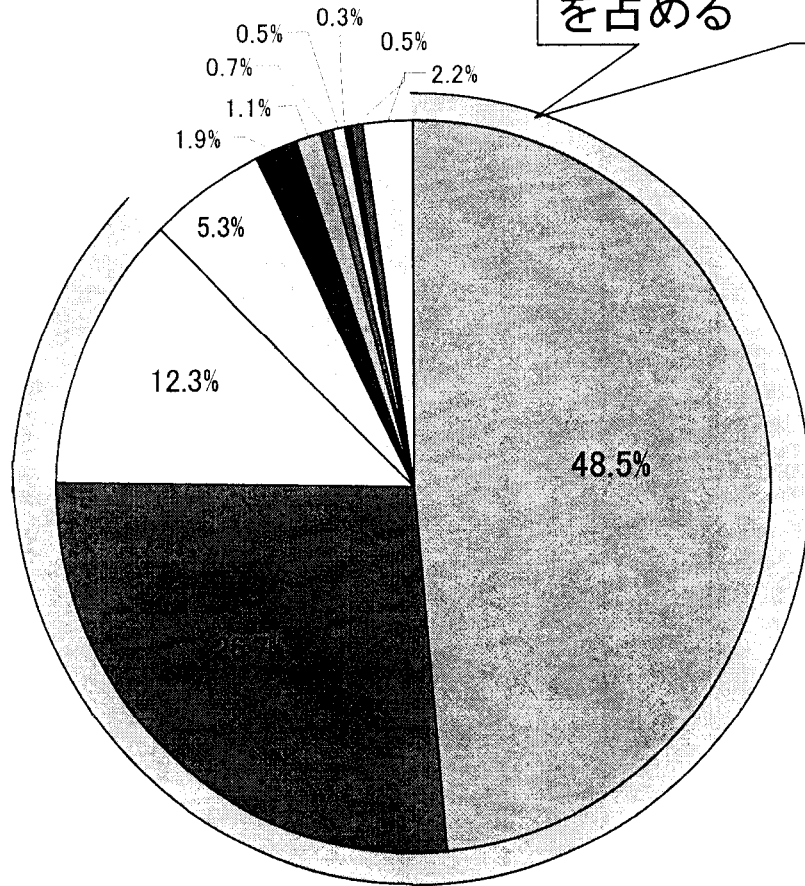
		現行	改正後
生活保護		0円	0円
市町村 住民 税非 課税	I	2,200円	2,500円 (+食費)
	II	2,200円	5,000円 (+食費)
一般	重度かつ 継続	所得に応じて 4,500~44,000 円	5,000円 (所得税課税 は10,000円) (+食費)
	その他	所得に応じて 4,500~44,000 円	72,300円 (+食費)
全体		9,400円 (1.1%)	61,250円 (7.5%)



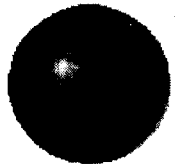
一人あたり医療費の構成(精神通院)

一人あたり医療費が3万円以下の者が全体の87.5%を占める

1人あたり医療費(5%負担)



- 0円～10,000円 (500円)
- 10,001円～20,000円 (500円～1,000円)
- 20,001円～30,000円 (1,000円～1,500円)
- 30,001円～40,000円 (1,500円～2,000円)
- 40,001円～50,000円 (2,000円～2,500円)
- 50,001円～60,000円 (2,500円～3,000円)
- 60,001円～70,000円 (3,000円～3,500円)
- 70,001円～80,000円 (3,500円～4,000円)
- 80,001円～90,000円 (4,000円～4,500円)
- 90,001円～100,000円 (4,500円～5,000円)
- 100,001円以上 (5,000円以上)



モデル的な利用者の負担 (精神通院)(当初試算)

モデル1 精神通院：うつ病 月1回の受診と継続的な服薬 月額医療費約1万円

	現在	見直し案
生活保護	0.5千円(5%)	0円(0%)
低所得1		1千円(10%)
低所得2		1千円(10%)
所得税課税		1千円(10%)
一定所得以上		3千円(3割)

モデル2 精神通院：統合失調症 デイケア等を利用 月額医療費約15万円

	現在	見直し案
生活保護	7.5千円(5%)	0円(0%)
低所得1		2.5千円(1.7%)
低所得2		5千円(3.1%)
所得税課税		1万円(6.7%)
一定所得以上		4.5万円(3割)

※ 上記数値は月額負担額である。()内は、医療費に対する当該負担額の比率(平均負担率)である。10

モデル的な利用者の負担 (更生医療・育成医療)(当初試算)

モデル3 更生医療:腎疾患 通院で人工透析を実施 月額医療費約28万円

	現在	見直し案
生活保護	0円(0%)	0円(0%)
低所得1	0円(0%)	2.5万円(0.9%)
低所得2	0円(0%)	5万円(1.8%)
所得税課税	3.5万円(1.2%) ~1万円(3.6%)	1万円(3.6%)
一定所得以上	1.0万円(3.6%)	1万円(3.6%)

モデル4 育成医療:先天性心臓疾患 月額医療費約150万円

	現在	見直し案
生活保護	0円(0%)	0円(0%) + 650円 × 日数
低所得1	2.2万円(0.1%)	2.5万円(0.2%) + 650円 × 日数
低所得2	2.2万円(0.1%)	5万円(0.3%) + 650円 × 日数
所得税課税	6.9万円(0.5%) ~4.4万円(2.9%)	8.49万円(5.7%) + 780円 × 日数 →健康保険の規定通り
一定所得以上	5.23万円(3.5%) ~健康保険の規定通り	15.01万円(10.0%) + 780円 × 日数 →健康保険の規定通り

※1 上記数値は月額の負担額である。()内は、医療費に対する当該負担額の比率(平均負担率)である。

※2 650円、780円は入院時の食費にかかる標準負担額(医療保険で自己負担と定めている)である 11